

「グループホームふじの里」指定認知症対応型共同生活介護事業
指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人みやび会（以下「事業者」という）が運営するグループホームふじの里（以下「事業所」という）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる職員（以下「職員」という）が、要介護状態にあって認知症の状態にある者に対し、適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護職員は、要介護者であって認知症の状態にある者に共同生活住居におき家庭的な環境の下で入浴、排泄食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム ふじの里
- 二 所在地 群馬県藤岡市中大塚607番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名 管理者は、事業所の職員の管理及び業務に関する管理を一元的に行うとともに、自らも指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。
- 二 介護職員 15名(常勤13名、常勤又は非常勤2名)
介護職員は指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当る。
- 三 計画作成担当者 介護支援専門員2名(管理者又は介護職員と兼務)
計画作成担当者は、利用者の状況に応じ認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

(介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の心身の状況に応じた介護
- 二 食事その他の家事等(利用者と共に行うよう努める。)
- 三 利用者の趣味・嗜好に応じた活動の支援
- 四 利用者が日常生活上で必要な行政機関への手続等
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(介護計画の作成)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画」という）を作成する。

- 2 介護計画の作成・変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
- 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、その実施状況についての評価を行う。

(短期利用共同生活介護)

第8条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の利用定員は、各共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することができる。なお、この期間の家賃等の経費については、入居者ではなく短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、法令等で定められた割合の額とする。

2 事業所は前項の費用のほか、次に掲げる費用についてその実費の支払を利用者から受けることができる。

- ①食材料費 ②理美容代（実費） ③おむつ代 ④部屋代（短期利用については日割りで算定）
- ⑤光熱水費 ⑥日常生活品費（実費）

3 第1項及び第2項の費用の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第10条 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(緊急時等の対応)

第11条 事業所は、入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関と連絡をとり適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、想定される非常災害に関する具体的計画を定めるものとする。

- 2 事業者は、防火管理者を選任する。
- 3 防火管理者は、定期的に消防用設備・救出用設備等を点検する。
- 4 防火管理者は非常災害等に備え、防火教育を含む防災訓練を4月及び10月に実施する。
- 5 職員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

(個人情報保護)

第13条 個人情報については、「社会福祉法人みやび会 個人情報保護規定」に沿って取り扱うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護職員の質的向上のため、研修の機会を次のとおり設け、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内 二 継続研修 年2回以上

2 妥当適切な認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は

社会福祉法人みやび会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成17年8月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。（指定介護予防認知症対応型共同生活介護追加）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。（増築により定員等の変更）

この規定は、平成27年8月1日から施行する。（制度改に伴う負担割合の変更）

この規定は、平成31年3月1日から施行する。（短期利用共同生活介護の開始）